

# 維持管理計画書

## 稚内市産業廃棄物処分場

稚 内 市

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	維持管理計画（展開検査の実施）のとおり		
	施設作業時の維持管理方法	各施設の点検を行い、破損が認められた場合は、直ちに修復を行う。 浸透水及び周縁地下水の水質検査の実施。 異常があった時は、委託先より稚内市に連絡し、稚内市から宗谷支庁等関連機関に連絡する。 ※維持管理基準に即した内容とする。		
	施設整備・点検の頻度	堰堤の点検（日1回）、立札及び侵入防止柵の点検（適宜点検）、周縁地下水の水質検査（年1回）、埋立完了から閉鎖までの期間も同じように行う。また、異常事態発生の場合直ちにすべての施設の臨時点検を行い、稚内市に連絡し、稚内市から宗谷支庁等関連機関に連絡する。		
維持管理に関する記録及び閲覧方法	各施設の点検、点検結果及び措置内容を記録保存する。 展開検査の結果を記録、保存する。搬入した安定型産業廃棄物の種類及び数量を、記録し保存する。周縁地下水の水質測定結果を記録し保存する。上記において作成したファイルは、稚内市役所生活福祉部衛生課の閲覧場所に処分場廃止まで保存する。 閲覧時間は9:00～17:00とする。			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )			/
	硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /hr)			
	窒素酸化物 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> )			
	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )			
	ダイオキシン類 (ng/m <sup>3</sup> ・TEQ)			
放流水の水質	pH			
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)			
	化学的酸素要求量 (mg/l)			
	浮遊物質 (mg/l)			
	ホルマリン抽出物含有量 (鉱油) (mg/l)			
	ホルマリン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/l)			

## 1. 維持管理に関する計画

### 1) 施設の点検、記録の作成及び保存

施設の点検は、定期点検（P5-10）を行うものとし、地震及び大雨等の異常事態発生の場合、直後に臨時点検を行うものとする。また、点検結果については、記録し保存する。

### 2) 処分した安定型産業廃物の種類及び数量の記録

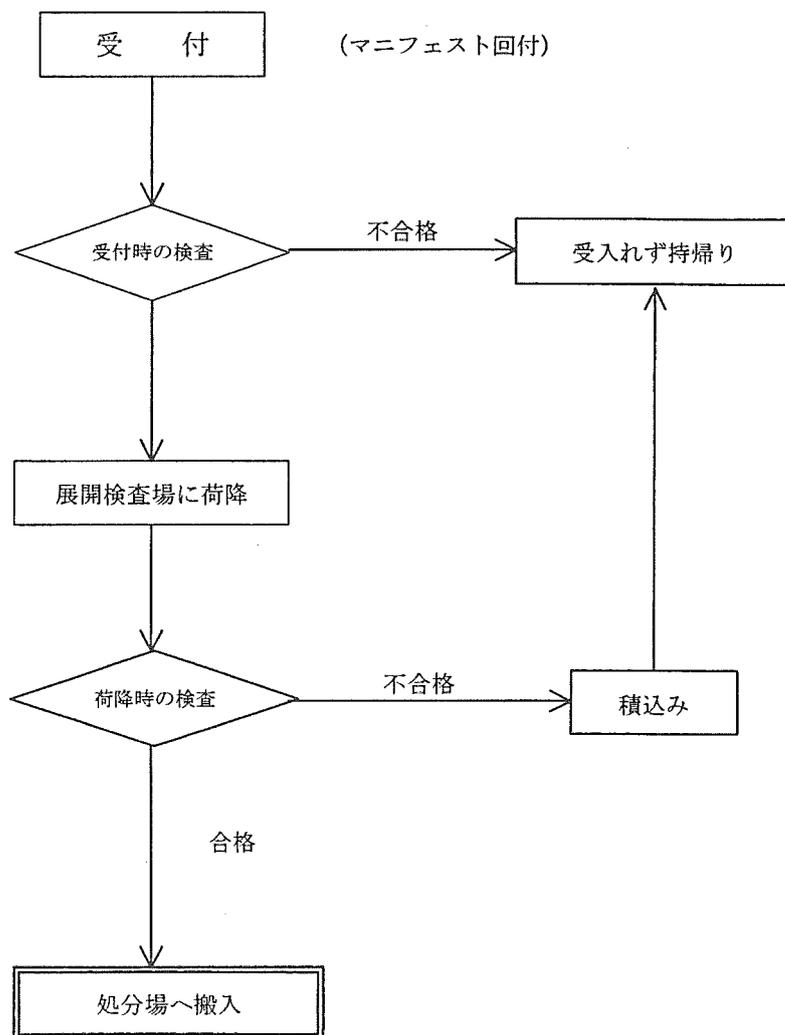
処分した安定型産業廃物の種類及び数量を廃掃法施行令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物の種類ごとにとりまとめ記録、保存する。保存ファイルは、環境利害者に閲覧できるように、稚内市役所生活福祉部衛生課の閲覧場所に処分場廃止まで保存する。

### 3) 囲い（侵入防止柵）

囲いが破損した場合には補修、復旧を行う。

#### 4) 展開検査

##### (1) 展開検査の実施フロー



## (2) 展開検査実施についての詳細

### ① 受付

処分場の既設管理事務所にて、トラックスケールでの計量を行ってから埋立地へ向かう。

### ② 受付による検査

搬入業者からの廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順どおり廃棄物受入について適切に検査を行う。

#### a) 受入品目の検査

目視検査により、当市における受入品目の内容を照合して、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

ゴムくず、廃プラスチック類は、15cm 以下に破碎もしくは切断されていなければ受け入れを許可しない。

#### b) 受付による検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、検査員が廃棄物搬入展開検査調査表（P5-6 参照）に結果及び廃棄物の量を記載する。

### ③ 展開検査場での検査

廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号ロの規定のに基づき、安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順のとおり適切に検査を行う。

また、展開検査場での検査は、搬入車両ごとに行い、すべての検査が終了するまで、次の搬入車両の検査については受付検査までとして、荷降による目視検査以降の作業は行わない。

#### a) 積載内容物の目視検査

受付の検査との結果が適切であっても、積載内容物を実際に目視確認する。

目視確認は、車両荷台のシート等遮蔽物を取り除き、スコップあるいは熊手等を用いて内部の確認をする。その結果、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。また、ゴムくず、廃プラスチック類は、15cm 以下に破碎もしくは切断されていなければ受け入れを許可しない。

b) 荷降による目視検査

検査場での荷降後、受付検査により目視検査で把握困難な荷台内部のゴミの内容物を適切に検査して、当市の受入品目に基づき、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。また、ゴムくず、廃プラスチック類は、15cm以下に破碎されていなければ受け入れを許可しない。

c) 受入品目外の対応

受入品目外の対応については、検査の終了後、責任をもって荷降した廃棄物を積み込みして搬入者に引取ってもらう。

また、受入品目外の廃棄物に関しても、廃棄物搬入展開検査調査表の該当欄に内容を記載して保管する。

d) 検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、検査員が廃棄物搬入展開検査調査表に検印をして、ブルドーザー等により処分場へ搬入する。

廃棄物搬入展開検査調査表については責任をもって当市で保管する。



#### 5) 周縁地下水の水質測定

安定型最終処分施設周縁の地下水を観測井から採取し、水質検査を実施する。水質分析項目は、P5-9 に示す地下水等検査項目とし、年1回測定して記録する。また、電気伝導率及び塩化物イオン濃度、ダイオキシン類の測定も同様に行う。地下水の水質の変動が自然的に由来するものと判断できる場合を除き、水質の悪化が認められた場合（埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査を比較して、地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇している場合。）、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上必要な措置を講じます。

#### 6) 浸透水採取設備

採取される浸透水に廃棄物の層を通過した雨水等以外のものが混入するおそれがあるので、これを防止するため採取口への蓋を設置する。

#### 7) 浸透水の水質測定

測定項目及び測定頻度については、P5-9 に示す地下水等検査項目を年に1回、BODを月に1回測定して記録する。浸透水の水質が基準に不適合となった場合、廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等の生活環境保全上の必要な措置を講じます。

#### 8) 開口部閉鎖

埋立処分が終了した場合や、埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、その開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、その層厚はおおむね50cmの厚さとなるよう致します。

## 9) その他の維持管理

### (1) 搬入方法

搬入に際しては、必要に応じて、車輛荷台上部に上蓋及びシート養生を行い、飛散しないよう運搬します。

### (2) 搬入規制

埋立作業が悪天候等、困難と予測される場合には予め常駐管理者に連絡して作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行います。

### (3) 常駐者管理

最終処分施設及び施設周辺付帯施設を含め、維持管理を徹底致します。既設事務所を使用し常駐1名以上を配置し、整理、整頓、清掃、清潔に徹底します。

### (4) 作業時間の限定

作業時間は8:30～17:00とし、夜間は門扉を閉鎖します。

### (5) 粉塵対策

乾燥等により、ほこりが飛ぶおそれが発生した場合、必要に応じて散水車により散水します。

### (6) 悪臭発生防止対策

必要に応じて脱臭剤の散布や覆土を適宜に行い、悪臭の発生を防止致します。

### (7) 害虫等発生防止対策

衛生害虫が発生した場合には、殺虫剤等による駆除又は覆土を行います。

地下水等検査項目

測定項目	基準値	測定頻度	
		年1回以上	備考
アルキル水銀	検出されないこと	○	
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	○	
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	○	
鉛	0.01 mg/ℓ以下	○	
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	○	
砒素	0.01 mg/ℓ以下	○	
全シアン	検出されないこと	○	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	○	
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	○	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	○	
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	○	
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	○	
一、二-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	○	
一、一-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	○	
シス-一、二-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	○	
一、一、一-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	○	
一、一、二-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	○	
一、三-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	○	
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	○	
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	○	
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	○	
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	○	
セレン	0.01 mg/ℓ以下	○	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	○	
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	○	
ほう素	1mg/ℓ以下	○	

地下水検査における「電気伝導率及び塩化物イオン濃度の測定」

電気伝導率及び塩化物イオン濃度	埋立開始前と比較	月1回
-----------------	----------	-----

地下水検査における「ダイオキシン類の測定」

ダイオキシン類	1pg/ℓ以下	年1回
---------	---------	-----

※測定は埋立開始後2年間のみ検査を行い、異常がなければ以後は測定を行わない。

□

浸透水測定項目

BOD	20mg/ℓ以下	月1回
地下水等検査項目	上表参照	年1回